

令和4年3月8日(火曜日)



(発信者)  
野々市市 市民協働課 広報広聴係  
電話番号 076-227-6056  
FAX 番号 076-227-6259  
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

## 野々市市飲食店時短営業支援金について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### ○趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、石川県全域を対象とするまん延防止等重点措置の期間が3月21日まで延長が適用されました。これを受けて、営業活動に大きな影響を受けながらも新型コロナウイルス感染拡大防止のため時短営業を行っている飲食店を支援するため、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第9次）に上乗せした市独自の支援金を交付します。

#### ○対象事業者

- ・市内で飲食店を営む者であること（法人、個人は問いません。）。
- ・市内の飲食店につき、令和4年2月21日から同年3月21日までの全期間において、石川県の時短要請に応じて営業時間の短縮を実施していること。
- ・県協力金（第9次）の支給を受けていること
- ・今後も市内において飲食店の営業を継続する意思があること。
- ・代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

#### ○支援金の額

市内の飲食店1店舗につき、県協力金支給額の1/10（1,000円未満切り捨て）

※ただし、1店舗につき、290,000円を限度とします。なお、限度額は、石川県の時短要請期間の短縮又は延長があった場合、変更となります。

#### ○その他

申請期間等の詳細は、決定次第市ホームページでお知らせします。

以上

### お問い合わせ先

野々市市企画振興部産業振興課 担当：今村 TEL：076-227-6082

～関連するSDGsのゴール～



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS